

# 宮田村地下水保全条例に基づく地下水監視区域の指定について

平成29年12月 宮田村

## ■意見募集の趣旨

宮田村は、豊かで優れた自然環境や水資源に恵まれた地域であり、これら自然環境と水資源は、住民の平穏で安心な生活環境を支えるだけでなく、村の産業を支える重要な資源として、村の発展と産業振興等に寄与し、農産物等の産業製品の価値などとも密接に関わっています。

これらの自然環境と水資源を守るためには、近年の社会情勢や産業構造の変化などに対応していかなければなりません。村では、西山山麓地帯を「自然環境保全地域」、「水道水源保護地域」として平成9年に指定し、一帯の環境保全等に努めてきました。

今回の「地下水監視区域」につきましても、地下水の水位、水質及び水流を保全する必要性が高いものと認め、又は地下水の輻輳のため、地下水影響事業の実施が困難と認める場所を指定するもので、これにより監視区域内において地下水保全条例で定める事業を行う場合は、村長への事前協議及び許可申請が必要となります。

つきましては、区域決定にあたって意見募集を行いますので、皆さまのご意見をお寄せください。

## ■経過及び概要

### ○宮田村地下水保全条例の改正について（H29.6.15 改正 7.4 施行）

#### (1) 主な改正の理由

- ・村の貴重な資源である水資源を守り、村内全域の地下水保全とかん養、適正な利活用を図ることを目的に、平成27年11月に地下水保全条例を制定。
- ・地下水保全を図るため、地下水影響事業の開始までの事業者に対する具体的な手続き、罰則規定等について平成29年6月に改正。

#### ○地下水影響事業に対する措置

地下水監視区域の指定、地下水影響事業の定義、地下水影響事業開始等に係る事前協議及び申請手続きなどを新たに規定

#### ○罰則規定の新設等

最近の立法例を参考にしつつ新たに罰則を規定、その他用語の定義等の見直し

(2) **地下水監視区域の指定**（地下水保全条例第 10 条）

- 村長は、第 2 条に定める基本理念に照らし地下水の水位、水質及び水流を保全する必要性が高いものと認め、又は地下水の輻輳のため地下水影響事業の実施が困難と認める場所を地下水監視区域（以下単に「区域」という。）として指定することができる。
- 村長は、地下水監視区域を指定しようとするときは、あらかじめ宮田村環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 村長は、第 1 項の規定により区域を指定したときは、その旨を直ちに告示するものとする。
- 前 2 項の規定は、村長が区域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

**【参考】基本理念とは（地下水保全条例第 2 条）**

水循環基本法の基本理念に則り、宮田村における水資源が住民共通のふるさとの宝であるとともに、下流域に恩恵をもたらすものであって、地下水が周辺地域にとって公共性の高い公水であるとの認識にたち、地下水を守り、育み、そして活かすなど健全な水循環を維持し次世代に引き継ぐため、村、住民等及び採取者は、それぞれの責務を果たし、協働して地下水の保全等に努めることを基本理念とする。

**【参考】地下水影響事業とは（地下水保全条例第 3 条）**

- 1 放射性物質に汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもののうち、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度が 100 ベクレル毎キログラム以上のものに限る。）の処理事業（村内における積替え・保管なしの収集運搬に係る事業を除く。）
- 2 地下に施設、設備その他の工作物（容積が 3 万立方メートルを超えるものに限る。）を設置して行う事業
- 3 採石業、砂利砕石業その他規則で定める土地の掘削を行う事業
- 4 飲料水製造業、生コンクリート製造業その他の地下水の取水（1 日の取水量が 100 立方メートル以上のものに限る。）を行う事業
- 5 ゴルフ場の事業
- 6 その他審議会の意見を聴いて規則で定める事業

## ■地下水監視区域の指定について

### (1) 基本的な考え方

- 「地下水の水位、水質及び水流を保全する必要性が高いものと認め、又は地下水の輻輳」が想定される地域。
- 健全な水循環を維持するという点からすれば、全域を地下水監視区域とすることが望ましい。また、当条例の目的として「下流域を含む水資源の社会的評価の維持・増進に寄与」とあることから、天竜川流域の上流部に位置する宮田村の責任とすれば全域が地下水涵養の重要な場ともいえる。
- しかしながら、村内全域の地下水の動向調査等の実施がなされていない現状を鑑みて、地下水の輻輳等により特に影響が大きいと考えられる地域について優先的に監視区域として指定することで検討する。
- 今後、専門的な調査及び専門家から意見をいただきながら区域の見直しは行っていくこととする。
- なお、自然環境保全地域及び水道水源保護地域は、基本的に当条例の目的と同様の趣旨を併せ既に区域指定されているため、地下水監視区域としては原則除外していくこととする。

### (2) 地下水監視区域指定とその理由

#### ○監視区域の範囲・・・別図のとおり

前項の考えに基づき、宮田村地下水保全条例第10条に規定する地下水監視区域については以下のように指定することとする。

- ① 太田切川、天竜川、及びその旧河川敷
- ② 天竜川浸水想定区域
- ③ 南平～天竜川（大久保・中越地区）にかけての段丘崖上から南側の太田切川までの区域

#### ○監視区域指定の理由

主な理由は以下のとおり

- ・この区域は地下水の量が豊富で、流速が特に速い地域。
- ・太田切川と天竜川の河川水、及び宮田村の中心部が載る段丘の地下水の影響を敏感に、強く受ける地域。
- ・宮田村の中で最も新しい地質時代に形成され、現在も継続して形成されている地形面の地域。

- 地下水が汚染した場合に対処することができず、汚染が下流域に短時間で拡大する地域。

(補足説明)

① ②の区域

- (一級) 河川については、その旧河川敷及び浸水想定区域も含め、表流水と地下水の輻輳地帯であるため区域指定する。
- 大沢川と小田切川とその周辺は、地下水動向の実態など情報が不足しているため、今回の区域指定からは除外する。

③の区域

- 段丘面より南側の地域は、太田切川と天竜川から形成された一番新しい段丘面と考えられ、この地域の地下水は河川と似通った環境にあることが想定されることから地下水に与える影響が比較的大きいと考えられる。
- 特に、大久保地区は、太田切川と天竜川、及び崖線直下付近に賦存すると考えられる地下水の影響を強く受けている地域の可能性が著しく大きい。
- その上流部となる大田切地区は大久保地区と類似した地下水環境にあると思われるが天竜川の影響は小さいことになる。
- さらに上流部の段丘上は、大久保地区よりも古い時代に太田切川の土石流等が掃流してきた堆積物が 30m 以上の層厚で堆積しているため、大久保地区や大田切地区とは異なった地下水構造を呈していると考えられる。
- そこには太田切川から直接浸透している地下水、太田切川の上流域で岩盤の亀裂や断層から裂隙(れっか)水(すい)として深層部にまで浸透した地下水のほか、段丘の比較的浅い深度に賦存する地下水を涵養していると思われる。さらに宮田村西部の山地に降る雨水や雪は、その 1/3 程度が地中に浸透し、やはり地下水を涵養している。従って、宮田村の広い面積が位置する段丘上も地下水保全区域に指定する必要がある。
- 南平工業団地付近は、太田切川扇頂付近に位置し、小規模な崖線は自然堤防とも考えられるため区域内とした。
- 以上を踏まえ、これら段丘面南側の地域は、地下水の輻輳又は保全という観点では一帯として区域指定していくことが自然の摂理に沿った線引きといえる。

### (3) 指定区域内における地下水影響事業の具体的な手続きなど

#### ○地下水影響事業

地下水の水位、水質又は水流に影響を及ぼすおそれがあるものとして、地下水保全条例別表で定める事業をいう。(前述のとおり)

#### ○地下水影響事業の開始等のための手続きなど

以下のとおり

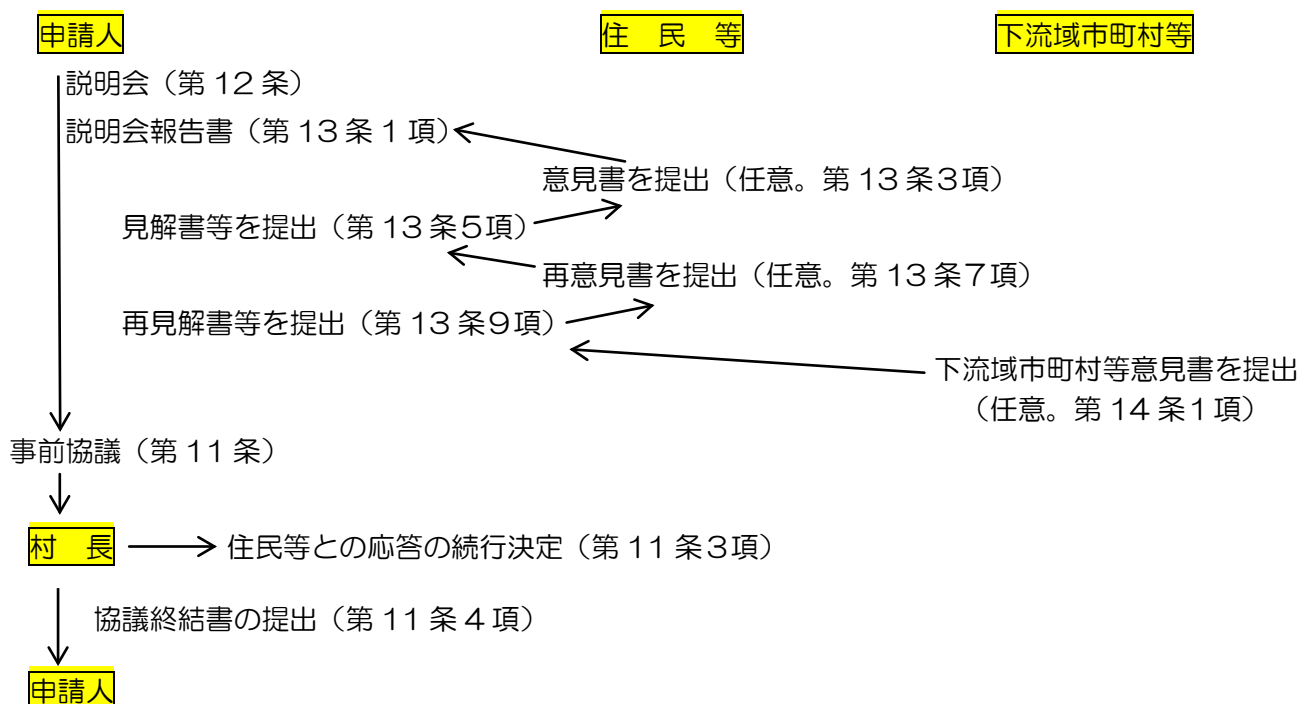
#### 【事前協議（第11条～第14条）】

◇地下水影響事業の開始等に許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、村長と協議をしなければならない。

◇事前協議は、第13条の規定に基づき、申請予定者が提出した同条第1項に規定する説明会報告書、同条第5項に規定する見解書等及び同条第9項に規定する再見解書等の内容が合理的な根拠を有するかどうかという観点で行われるものとする。

◇村長は、前項に規定する書類の内容が第13条第3項に規定する意見書又は同条第7項に規定する再意見書に対する応答を欠き、又はその内容が合理的な根拠を有しないと認めるときは、同条の手続について同条の規定の例により更に続行することを決定することができる。この場合において、村長は、規則で定めるところにより、その旨を申請予定者に通知するとともに、公告する。

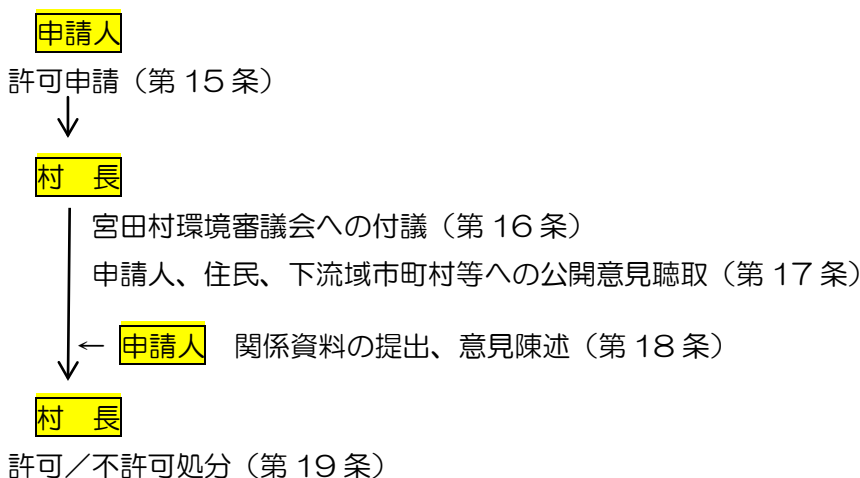
◇村長は、第1項の協議が終結したときは、同項の協議の経過及び当該協議が終結した旨を記載した書面（以下「協議終結書」という。）を作成し、申請予定者に対しその写しを交付する。



## 【許可申請（第 15 条～第 17 条）】

◇区域内において、地下水影響事業を開始し、又は当該地下水影響事業の内容の変更（規則で定める軽微なものを除く。以下「地下水影響事業の開始等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該地下水影響事業の開始等について、村長に許可の申請をしなければならない。ただし、国又は地方公共団体がする地下水影響事業の開始等その他規則で定める地下水影響事業の開始等については、この限りでない。

◇地下水監視区域の指定又は拡張の際、現に当該区域において地下水影響事業を実施している者は、当該区域の指定又は拡張に係る同条第 3 項に定める告示の日から 3 か月以内に規則で定めるところにより、届出書を村長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書を提出した者は、第 1 項の規定による許可を受けたものとみなす。



## 【許可基準（第 19 条）】

村長は、申請が次の各号の基準に適合しないときは、これを許可してはならない。

- (1) 当該地下水影響事業に係る施設が地下水による浸食の影響を受けるおそれがないこと。
- (2) 当該地下水影響事業の開始等に伴う地下水の水質、水位及び水流への影響を科学的に監視することができる体制として規則で定めるものを構築することができること。
- (3) 当該地下水影響事業の開始等が地下水の保全の支障となるものでなく、かつ、宮田村及びその下流域の農産物等に対する消費者の信頼を失わせ、地下水等水資源の品質に対する社会的評価を低下させ、又は宮田村の観光資源の価値を毀損するおそれがないこと。

## 【報告の徴収（第 21 条）】

村長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告を求めることができる。

## 【立入検査（第 21 条）】

村長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所その他の

場所に立ち入らせ、事業者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

#### 【身分証明書の提示等（第 23 条）】

○前 2 条の規定により報告の徴収を求め、又は事業者の事務所その他の場所に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

○前 2 条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 【命令（第 24 条）】

○村長は、第 15 条の許可を受けないで地下水影響事業の開始等をする者に対し、期限を定めて当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

○村長は、第 15 条の許可に係る地下水影響事業が第 19 条に規定する基準に適合しないことが判明したときは、当該地下水影響事業を行う者に対し、期限を定めて同号に適合するために必要な措置を講じ、又は当該地下水影響事業を中止することを命ずることができる。

#### 【許可の取消し（第 25 条）】

村長は、第 15 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 15 条の許可を受けたとき。

#### 【罰則（第 26 条～第 28 条）】

◇次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 24 条第 1 項の規定（違反是正命令）による命令に従わずに地下水影響事業の開始等を継続した者
- (2) 第 24 条 2 項の規定（許可基準に適合しない地下水影響事情に対する是正命令）に従わずに、地下水影響事業を許可基準に適合するために必要な措置を講ぜず、又は地下水影響事業を中止しなかった者

◇第 21 条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 22 条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同条の規定による質問に対し、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

◇法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑を科する。